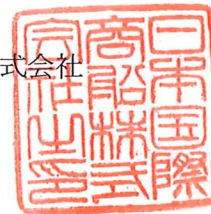


お客様各位

令和3年8月18日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言対象地域の追加及び延長についての対応

政府は17日、新型コロナウイルス対策として、茨城・群馬・栃木・静岡・京都・兵庫・福岡の7府県を宣言の対象地域に新たに追加し、期間は20日から来月12日までとなります。また、今月末までの期限となっていた東京都、沖縄県と合わせ、埼玉、千葉、神奈川、大阪の6都府県への宣言も同じ期間まで延長。このほか宮城、広島、鹿児島など10県にまん延防止等重点措置が適用されます。

上記緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきまして下記の通り時差出退勤制を延長し対応を行なわせていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9:00 ——> 実施後 AM8:00~AM10:00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17:20 ——> 実施後 PM16:20~PM18:20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

8月20日（金）から9月12日（日）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。

ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上